

令和元年度 労働・雇用に関する事業

浜松市産業部 産業総務課
令和元年7月3日

労働・雇用に関する事業

I 労働教育協議会開催事業

II 雇用促進事業

III 労働・雇用相談事業

IV 勤労者福利厚生事業

V 勤労福祉施設運営事業

VI 労働・雇用運営経費

I 労働教育協議会開催事業

- ・ 労働教育及び労働福祉行政を推進するため、関係機関と緊密な連絡調整をとり、広く企業、勤労者の実情を調査研究及び審議し、市長の諮問に応じ答申、建議するため設置した附属機関を運営する。



Ⅱ 雇用促進事業

1. 就労支援事業
2. 産業人材獲得事業
3. 高齢者就労環境整備事業【新規】
4. 家内労働促進事業
5. 障害者雇用促進事業
6. 職業訓練支援事業
7. ジョブサポートセンター事業

1. 就労支援事業

(1) 若年者就労支援事業

(2) 地域若者サポートステーションはままつ事業

(3) 就職面接会開催事業

(1) 若年者就労支援事業

- ① 高校生就業体験推進事業**
- ② 高校生職場見学実施事業**
- ③ 高校生就職支援セミナー**

① 高校生就業体験推進事業

- 高校生の的確な職業選択の機会として、高校生が希望する職場での就業体験を促進するため、就業体験を受け入れた企業に対し、事業実施に伴う人件費(労務・総務関係担当)の負担を軽減する奨励金を交付する。



② 高校生職場見学実施事業

- 高校生の職業意識の形成を支援するため、企業見学を行い、職業や産業に対する理解を深める。

※ハローワーク浜松との共催



③ 高校生就職支援セミナー

- ・ 職業意識の形成や就職にあたっての心構えやマナーなどのセミナーを、希望する高校に出向いて開催する。



(2) 地域若者サポートステーションはままつ事業

- ・ ニート等の若者(15歳～39歳)の職業的自立のため、心理カウンセリングやソーシャル・スキル・トレーニング等を行い、ニート等の若者の就業等を支援する。

※基礎事業は国の事業



実施場所: ウィステリアE-one



(3) 就職面接会開催事業

- ハローワーク浜松との共同により、概ね45歳未満の若年者を対象として「就職面接会（若年者就職フェア）」を実施し、若年者の就労支援並びに企業における雇用の確保を図る。



2. 産業人財獲得事業

浜松地域の次代の産業の担い手や労働力を確保するため、市内はもとより大都市圏で浜松市内企業へのUIJターン就職を支援するための事業を実施する。

(1) UIJターン就職支援事業

① 新卒者向けUIJターン就職支援事業

大学内セミナー（首都圏・中京圏・関西圏）
業界・企業研究フェア（首都圏・中京圏等）

② マッチングアドバイザー派遣事業

首都圏等にアドバイザーを派遣し市内就職を個別支援

③ 若年層向けUターン就職対策事業

マイナビ“進学フェスタ”と共催し高校生のUターン就職促進
静岡新聞社“Futureしずおか”と共催し高校生のUターン就職促進

④ 理工系大学と市内企業のつながり支援事業【新規】

県内、首都圏、中京圏の理工系大学訪問ツアー





⑤企業人材の育成

企業向け外国人材活用戦略研修など

⑥「浜松就職・転職ナビ JOBはま！」機能充実、保守運用事業

JOBはま！の利用料、周知にかかる広告料、システム改修等委託料

⑦COC+関連事業（浜松市、静岡大学、浜松医科大学、静岡文芸大学、浜松商工会議所）

- ・インターンシップコーディネート事業
- ・市内企業見学バスツアー
- ・意見交換会



(2) 女性就労支援事業

就労意欲の向上やスキル向上などの就労支援セミナー
女性を積極的に活用する事業所とのマッチングフェア



3. 高齢者就労環境整備事業【新規】

- 希望する全ての高齢者が70歳になっても働くことができる就労環境を整え、地域産業の担い手として高齢者の技能や知識を活かし活躍できる都市を目指す。

- ① 高齢者雇用に関する企業の実態調査
- ② 高齢者活躍宣言事業所の認定制度創設
- ③ 企業向け高齢者雇用促進セミナー
- ④ 企業と高齢者の就職マッチングフェア



4. 家内労働促進事業

- 内職を希望する者に対し、内職の相談や斡旋業務を実施するため、家内労働福祉センター事業を実施する。



浜松家内労働福祉センター



5. 障害者雇用促進事業

- 障がい者の個々の能力と希望に応じた就労を実現するため、本人や家族、事業主からの就労に関する総合的な相談と、就職後における職場定着に必要な支援を行う。



浜松市障害者就労支援センターふらっと



6. 職業訓練支援事業

- ・ 建築や造園などの高度な技能・技術を習得する職業訓練を実施し、地域の人材育成及び技術の継承を行う職業訓練校(3校)に助成する。



7. ジョブサポートセンター事業

- 市が実施する生活支援と、ハローワークが実施する職業相談、職業紹介等を一体的に実施し、障がい者や生活保護受給者へ、相談から就職まで一貫したサービスを提供し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を実施する。



市役所本館2階



市役所本館2階

Ⅲ 労働・雇用相談事業

- 解雇、賃金未払い、労働時間、労働契約など様々な労働に関するトラブルを調整するための総合的な労働相談を設置し、解雇や賃金未払いなどの労働に関する悩みを抱える人の相談を受け、課題解決に助力する。

相談日：日曜日 正午～午後5時

相談方法：電話(フリーコール)



IV 勤勞者福利厚生事業

- 1. 勤勞者生活資金貸付事業**
- 2. 勤勞者共濟事業費助成事業(補助金)**
- 3. 勤勞者福祉推進事業**
- 4. 勤勞者住宅建設資金等償還利子助成事業(補助金)**

1. 勤労者生活資金貸付事業

- ・ 浜松市内に居住する勤労者で生活資金の社内融資制度が無い企業に勤める勤労者に、静岡県労働金庫と連携し、くらしの中で必要となる生活資金の貸付けを行い、勤労者の生活の安定と福祉の向上を図る。

浜松市「暮らしと教育のローン」
 (固定金利)
 年利 1.60%
 (※平成25年4月1日開始)

〇ご利用いただける方
 ・浜松市内に居住する別居親の無いご家族にお勤めの方で、返済者ご自身、お勤め先にご家族の互換融資利用のない方
 ・結婚の予定した未婚者(既婚者)である方
 ・新卒者・自由業(個人業・医療業・福祉特許業)の方
 ・約1人暮らし
 ・約2人暮らし

〇お申し込み
 ・お勤め先
 ・お勤め先
 ・お勤め先

〇返済期間
 ・お勤め先にご勤務できる方が対象となります。
 ・お勤め先が終了するまで、返済終了までとなります。
 ・お勤め先によりお勤め先ご所属にそまいます。

【金利別返済額】
 借入額(万円) 返済期間(年) 返済額(万円)

借入額(万円)	返済期間(年)	返済額(万円)
100	1	101.60
100	2	203.20
100	3	304.80
100	4	406.40
100	5	508.00
100	6	609.60
100	7	711.20
100	8	812.80
100	9	914.40
100	10	1016.00

※お勤め先が「お勤め先」に勤務されている場合は、お勤め先が返済額を引かれます。
 ・お勤め先が「お勤め先」に勤務されている場合は、お勤め先が返済額を引かれます。
 ・お勤め先が「お勤め先」に勤務されている場合は、お勤め先が返済額を引かれます。



2. 勤労者共済事業費助成事業

- 市内の中小企業勤労者の福利厚生充実と、豊かな暮らしを実現し、もって中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与することを目的として、公益財団法人浜松市勤労福祉協会が行う勤労者共済事業の一部を助成する。



勤労会館



勤労者共済会(わ〜くん浜松)

3. 勤労者福祉推進事業

- 勤労者の福祉の向上を図るため、浜松市労働者福祉協議会と市が共催して行う、浜松労福協まつり及び労働者福祉講演会の経費の一部を負担する。



4. 勤労者住宅建設資金等償還利子助成事業

- 勤労者の生活水準の向上と持家（定住）の促進を図るため、浜松市内に自ら居住する住宅を取得する勤労者で、静岡県労働金庫から住宅建設資金を借り受けた人を対象に利子補助金を交付する。



V 勤労福祉施設運営事業

- 勤労者や勤労団体の文化・知識・教養の普及の場として、また、健康の増進・福祉の向上を目的として勤労福祉施設の管理運営を行う。

また、勤労福祉施設の適正かつ計画的な維持保全を図るため、修繕及び整備工事を実施し、安全で安心、快適に利用できる施設環境を確保し市民サービスの向上を図る。



勤労福祉施設運営事業

1. 勤労青少年ホーム運営事業(指定管理)
2. 勤労会館運営事業(指定管理)
3. 浜北地域活動・研修センター運営事業(直営)
4. 勤労者福祉施設整備事業

VI 労働・雇用運営経費

- ・ 労働行政や雇用促進に関する雇用・労政担当課の運営業務を円滑に推進する。